

令和4年度  
包括外部監査結果報告書  
【概要版】

教育委員会の財務事務の執行について

令和5年2月  
八戸市包括外部監査人  
公認会計士 鈴木 崇大

## 包括外部監査の結果及び意見の概要

### 1. 監査の結果及び意見の総括

令和4年度八戸市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）は、『教育委員会の財務事務の執行』とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見を、監査人が設定した区分に分類し、取りまとめたのが以下【表 結果及び意見総括】である。

【表 結果及び意見総括】

(単位：件)

区分	結果	意見
(1) 有効性、効率性、経済性について	0	24
① 効果的な事業実施について	0	15
② 事業の経済性、効率性、コスト低減について	0	9
(2) 是正すべき業務フロー・実施すべき内部統制活動について	6	1
(3) 条例・契約書・要綱等の明確化について	2	4
(4) 文書化の充実について	1	4
(5) 契約行為等について	5	4
(6) 備品・財産管理等について	20	7
(7) 小・中学校私費会計について	41	10
① 私費会計の認識漏れ	9	0
② 監査の不備等	7	0
③ 説明責任履行の観点からの不備等	7	3
④ 私費会計での学校物品・財産購入について	4	0
⑤ 私費会計の締め日を任意に設定している	5	0
⑥ 私費会計に関するその他の指摘等	9	7
(8) その他の結果及び意見	5	1
合計	80	55

「2. 監査の結果及び意見の概要」にて、上記項目ごとの監査の結果及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の結果及び意見の概要を述べる。

※ 報告書では、監査の結論を【結果】と【意見】に分けて記載している。【結果】は、今後、措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【結果】として記載している。また、【意見】は【結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、八戸市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

## 2. 監査の結果及び意見の概要

### (1) 有効性、効率性、経済性について

当区分では、事業実施における有効性、経済性、効率性の観点から、それらが欠如している、あるいは市民へのサービス向上や満足度の向上といった観点から問題がある事項や改善することが望ましい事項について、監査の結果及び意見として記載した。

#### ① 効果的な事業実施について

事業の有効性に関連する監査結果は下表のとおりであった。

#### 【結果・意見】効果的な事業実施について

事業名 No	結果・意見
No. 3 八戸市奨学金事業	(意見 3) 第 1 種特別奨学金の学業に関する採用基準について
No. 3 八戸市奨学金事業	(意見 4) 第 1 種特別奨学金の対象者について
No. 3 八戸市奨学金事業	(意見 5) 事業所得家庭と給与所得家庭の公平性について
No. 5 修学旅行費企画料金取消料等支援事業	(意見 7) 補助対象経費及び補助金額の設定方法による公平性の確保について
No. 7 要・準要保護児童生徒扶助費、特別支援教育就学奨励費	(意見 9) 申請における市・県民税課税証明書の添付について
No. 7 要・準要保護児童生徒扶助費、特別支援教育就学奨励費	(意見 10) 認定申請の随時募集に関する周知について
No. 9 その他経費	(意見 11) 八戸市学校給食審議会の委員の通算在任期間について
No. 11 スクールソーシャルワーカー活用事業	(意見 12) 事業の成果指標の検討について
No. 16 施設の維持管理経費（勤労青少年ホーム）	(意見 16) 勤労青少年ホーム運営審議会の活用について
No. 18 公民館講座の開設	(意見 18) アンケートの実施、成果指標について
No. 21 名勝種差海岸保護事業	(意見 23) J R 敷地内のオオハンゴンソウ駆除について
No. 22 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保護事業	(意見 24) 永続的な保護活動を推進するための取組について

事業名 No	結果・意見
No. 32 施設の維持管理事業(総合教育センター)	(意見 35) 利用頻度の低い部屋の今後の使用方針について
No. 33 視聴覚センター各種体験活動事業	(意見 37) 教育教材等のリスト及び検索システムの体系について
No. 35 特別支援教育看護支援員配置事業	(意見 39) 特別支援教育看護支援員の資格の見直しについて

コロナウィルス拡大の影響等により収入減少や失業が発生し、経済的困窮状態に陥っている保護者の存在が想定されるなか、市には、児童生徒の平等な教育機会を確保するため、よりきめ細かな経済的困窮世帯への支援が求められている。市は独自の奨学金制度を運営しているが「(意見 3) 第 1 種特別奨学金の学業に関する採用基準について」に記載したとおり、第 1 種特別奨学金の学業に関する採用基準が、一部の学校の生徒にとって著しく不利であった。教育委員会が定める「令和 3 年度八戸市奨学生採用選考指針」によれば、「第 1 種特別奨学金の志願者は評定平均が 4.5 以上」の者を採用することになっているものの、3 区分評価(優・良・可)の学校に所属する学生生徒が「評定平均 4.5 以上」をクリアしようとすると、全て「優」の評価を獲得することが必要であり、たった一科目の「良」があっただけでも学業成績をクリアできないという過酷な条件となっている。5 段階評価の学生生徒と比較すると公平とは言えないため、選考指針等の改訂が望まれる。また、奨学生の採用選考では、申込者の世帯の収入状況も判定の基準となるが、「(意見 5) 事業所得家庭と給与所得家庭の公平性について」に記載したとおり、現在の制度は、言わば給与所得家庭に甘く、本来であれば、支給を受けるべき事業所得家庭に奨学金が支給されない制度となっている可能性も考えられた。公平性の観点から、奨学金については、修学困難で奨学金を必要とする家庭に対し支給できるような制度の構築を再考する必要がある。その他、経済的困窮家庭への就学援助を市は行っているが、「(意見 10) 認定申請の随時募集に関する周知について」に記載したとおり、保護者のなかには、随時申し込みが可能であることを認知していないため、認定申請を行っていない者が含まれる可能性も認められた。事業の有効性を高めるため、保護者等に対し制度周知の徹底を図ることが望まれる。

## ② 事業の経済性、効率性、コスト低減について

財政が厳しいなか、少子化による児童生徒の減少とあわせて、経済的・効率的な事業運営が求められている。事業の経済性、効率性等に関連する監査結果は下表のとおりである。

### 【結果・意見】事業の経済性、効率性、コスト低減について

事業名 No	結果・意見
No. 12 マイブック推進事業	(意見 13) 不要な押印の廃止について
No. 14 学校図書館支援事業	(意見 14) 給与支払に係る事務処理の効率化について
No. 21 名勝種差海岸保護事業	(意見 22) 保護指導員作成のパトロール報告書作成方法について
No. 23 八戸市民大学講座	(意見 25) 来場者からのアンケートの記載内容について
No. 24 埋蔵文化財の保存・活用事業	(意見 26) 委託料の人件費積算根拠について
No. 25 八戸市内遺跡発掘調査事業	(意見 27) 発掘整理作業員に係る人事関係の事務について
No. 26 是川縄文館特別展・体験講座等開催事業	(意見 29) バス運行負担金額の算定について
No. 28 各種研修の実施	(意見 33) 青森県教育委員会へ支払う負担金について
No. 33 視聴覚センター各種体験活動事業	(意見 36) 利用頻度の低い教育教材の方針について

「(意見 14) 給与支払に係る事務処理の効率化について」では、学校司書への給与支給に係る「給与支給明細一覧表」において、源泉徴収税額が発生しない支給対象者の「課税対象額」について、システムから出力された数字を手書きで 0 円に訂正している事案があった。「源泉徴収税額が 0 円」であっても「課税対象額が 0 円」とは限らないし、あえて訂正する合理的な理由はないものとする。これは市役所全体で実施されている業務フローとのことで、市全体として相当の事務量が生じていることも想定される。全庁的にその必要性を再度検討すべきである。

また、「(意見 36) 利用頻度の低い教育教材の方針について」に記載したように、市視聴覚ライブラリーにおいて、貸出実績が極めて僅少な媒体(ビデオテープ、レーザーディスク、コンピューターソフト等)を相当数保管・管理している状況であった。管理上の事務コストが発生し、また、保管のために相当のスペースを割いている状況にあるため、一定期間の利用実

績等を考慮して廃棄も視野に入れた検討が必要と考えられる。

## (2) 是正すべき業務フロー・実施すべき内部統制活動について

正確かつ効果的、効率的な行政事務の実施のためには、各業務フローに有効な内部統制(誤謬・不正等を防止し、誤謬・不正等が発生した場合であっても適時に発見し得る仕組み。業務の有効性及び効率性向上のために組織のすべての者によって運用される。)が構築され、適切に運用される必要がある。今般の監査において内部統制を含む業務フローを是正すべき事案が次表のとおり検出された。

### 【結果・意見】 是正すべき業務フロー・実施すべき内部統制活動について

事業名 No	結果・意見
No.6 通学支援事業(スクールタクシー)	(結果3) 委託業務の完了検査について
No.9 その他経費	(結果7) 八戸市学校給食会の監事監査の実施時期について
No.10 賄材料購入経費、委託料	(結果10) 学校給食費の未納に対する適時な対応について
No.19 地区公民館を核とした地域コミュニティ活動の促進	(意見19) デジタル印刷機、複合機の消耗品に関する受入検収について
No.24 埋蔵文化財の保存・活用事業	(結果15) 委託における保険契約締結の事実確認について
No.33 視聴覚センター各種体験活動事業	(結果20) 現物管理の不備(棚卸の未実施、紛失又は不具合教材の未処理)について
No.① 城北小学校	(結果25) 預金通帳と印鑑の同一場所への保管について(城北小学校)

具体的には、委託先の請求内容について深度ある検証体制を構築すべきもの(結果3)、学校給食費の未納者に対する徴収体制を強化すべきもの(結果10)、是川遺跡出土品ほか保存修理委託に際して委託先の損害保険加入の事実を確認すべきもの(結果15)、市視聴覚ライブラリーに所蔵する教育教材等の棚卸を実施すべきもの(結果20)、学校監査において通帳と印鑑を別保管とすべきもの(結果25)等の事案が検出された。

## (3) 条例・契約書・要綱等の明確化について

条例・契約書・要綱等に不明瞭な記載があると、担当者毎の解釈に恣意性が介入し、異なる判断を行ってしまう可能性や、誤った解釈をすることで本来の趣旨とは異なる実務が行われるリスクが認められる。条例・契約書・要綱等の内容は解釈の余地がなく、明瞭・明確で

あることが望ましい。条例・契約書・要綱等の明確化に関連する監査の結果は下表のとおりである。

【結果・意見】 条例・契約書・要綱等の明確化について

事業名 No	結果・意見
No.6 通学支援事業（スクールタクシー）	（意見 8） 利用計画及び運行計画変更に関する基準の明確化について
No.7 要・準要保護児童生徒扶助費、特別支援教育就学奨励費	（結果 4） 支給時の判定根拠の明確化について
No.16 施設の維持管理経費（勤労青少年ホーム）	（結果 14） 勤労青少年ホームの使用者の範囲について
No.17 放送大学支援事業	（意見 17） 貸出物品に関する費用負担の協定書への明示について
No.21 名勝種差海岸保護事業	（意見 21） 保護指導員のパトロール日数と実施時期について
No.34 施設の維持管理経費（八戸市児童科学館及び八戸市視聴覚ライブラリー）	（意見 38） プラネタリウム観覧料の減免額の取り扱いについて

「（結果 4）支給時の判定根拠の明確化について」では、準要保護児童生徒の認定について、要綱では世帯の所得が生活保護法の保護の基準の額の「概ね 1.3 倍未満」と定められているが、市は 1.30043 倍の算定所得の事例を収入超過として非認定としており、実務上は 1.3 倍未満かどうかを基準に収入超過を判定していた。とすれば、実務に則し「概ね」を削除し「1.3 倍未満」と明確に規定するべきである。

また、「（結果 14）勤労青少年ホームの使用者の範囲について」では条例と実態が乖離していた。勤労青少年ホームの利用者要件について市ホームページでは「市内に勤務先を有する概ね 35 歳以下の方」としているが、八戸市勤労青少年ホーム条例では「市内に勤務先を有する 30 歳以下の勤労青少年」としている。実際には 35 歳（30 歳）以下に限らず八戸市に勤務先のある様々な年齢層の市民が利用しているようである。現在の実態に則した条例の改正を検討すべきである。

（4）文書化の充実について

行政における説明責任を適切に履行するためには、文書化が適切に行われなくてはならない。特に、例外事項が発生し、その決定が担当者の判断に依存するようなケースにおいては、判断過程も含め詳細な文書化が必要となる。今般の監査において、文書化が不足している、あるいは充実すべきと考えられる事案が次表のとおり検出された。

【結果・意見】文書化の充実について

事業名 No	結果・意見
No. 8 保健体育事業	(結果 6) 学校の校医又は薬剤師の兼務について
No. 15 少年相談センター運営事業	(意見 15) 謝礼金額の根拠について
No. 27 施設の維持管理経費 (是川縄文館等)	(意見 30) 展示ケース修繕料に係る下請負の承諾手続について
No. 27 施設の維持管理経費 (是川縄文館等)	(意見 31) 展示ケース修繕に係る業者選定について
No. 36 教育支援業務経費	(意見 40) 謝礼金額の根拠について

「No. 27 施設の維持管理経費（是川縄文館等）」の事業にて、是川縄文館が使用する展示ケースの修繕請負契約をH社と締結しているものの、実態として大部分の修繕の実務はH社からI社に請け負わせている状況にあった。このような場合、是川縄文館はI社への下請負の必要性・合理性の判断、両社の業務区分・責任分担の確認（中抜きのみとなっていないか）、I社の詳細な情報把握、セキュリティ管理に問題がないか等を検討し、事後の説明責任の観点から適切な文書化を行わなくてはならない（意見 30・31）。

（5）契約行為等について

市及び教育委員会による調達活動は公金の支出であることから、自治法、自治令、財務規則等により、その事務手続は極めて厳格な公共性と競争性、経済性と効率性が要求されている。また、地方自治に対する国民の適正事務執行への期待も近年高まっているものと思料される。契約行為等に関連する検出事項は下表のとおりである。

【結果・意見】契約行為等について

事業名 No	結果・意見
No. 1 施設の維持管理経費（小学校）、施設の維持管理経費（中学校）	(意見 1) 指名競争入札採用にかかる文書化について
No. 1 施設の維持管理経費（小学校）、施設の維持管理経費（中学校）	(意見 2) 契約を分割する必要性について
No. 2 通学支援事業（南郷スクールバス・スクールタクシー運行事業）	(結果 1) 委託契約の契約単位及び随意契約の理由について
No. 6 通学支援事業（スクールタクシー）	(結果 2) 委託先選定方法の前提について

事業名 No	結果・意見
No. 10 賄材料購入経費、委託料	(結果 9) 再委託の事前承認について
No. 25 八戸市内遺跡発掘調査事業	(意見 28) 土工委託の契約事務について
No. 27 施設の維持管理経費(是川縄文館等)	(結果 16) 空調設備等保守点検業務委託に係る再委託の未承認について
No. 27 施設の維持管理経費(是川縄文館等)	(結果 17) 参考見積の徴取先及び現地説明について
No. 27 施設の維持管理経費(是川縄文館等)	(意見 32) 過年度包括外部監査における措置状況について

まず、委託先が市の承諾を得ずに業務の再委託を行っている事案があった**(結果 9・16)**。再委託がなされると、委託業者へ不必要なマージンが発生する可能性(いわゆる「中抜き」)や、情報セキュリティ管理責任の所在、委託先と再委託先の間での委託業務履行責任の分担が曖昧になるといったリスクが認められるため、事前に再委託の合理性や業務区分について詳細に検討し、検討結果及び承諾事実を文書化する必要がある。

また、契約単位の分割・集約化に関連する結果・意見も検出された。「**(結果 1) 委託契約の契約単位及び随意契約の理由について**」では、スクールバスの運行とスクールタクシーの運行を一体として実施できる業者が1者しか存在しないことを理由に、その者と随意契約を締結しているが、バス運行業務とタクシー運行業務は、それぞれ単独であれば受託可能な事業者が複数存在しており、経済的な契約締結が期待できるため、業務を分割し、それぞれ委託先を選定することが望ましい。反対に**(意見 2・28)**では少額多数の契約の集約化を図ることで、事務負担の軽減や、ボリュームディスカウント(いわゆる契約規模増加による値引)を受ける機会の確保を提言している。

その他、**(結果 17) (意見 32)**では、同一の業者が特定の委託業務において100%に近い落札率をもって継続的に受注している実態が見られた。競争性発揮のために指名業者の拡大や、一般競争入札の採用を検討すること、業務内容の理解のために入札参加業者に現地説明を行うこと等が必要である。

#### (6) 備品・財産管理等について

9校の小・中学校現地監査において、備品現物に財務規則の求める管理シールの添付がなく備品一覧表に備品の記載がない事案、備品一覧表に記載されているが現品が確認できない事案、今後使用する可能性がない又は低いと思われる備品が残置されている事案、理科薬品の管理上の不備等が多く見られた。当事案は、監査を実施した大部分の学校で多数検出されたものであり、今回監査対象とならなかった小・中学校でも同様の状況が示唆される。全て

の小・中学校を対象に財務規則やマニュアル等に則った管理を再度喚起し、徹底を図る必要がある。

また、(意見 48・55) では、未使用楽器の有効活用について提言している。楽器は高価なものも多く、新規調達を行うにも苦慮している学校もある。市の学校全体で情報共有を行うことにより有効活用を行うといった方法を検討してほしい。

その他、ファイナンス・リースで調達した備品について、適切な備品管理が行われていない事案もあった(結果 18・19)。備品として認識すべきリース契約区分を定義すること及び、ファイナンス・リースにより取得した物品については適切な備品管理を行う必要がある。

【結果・意見】 備品・財産管理等について

事業名 No	結果・意見
No. 20 施設の維持管理経費(八戸市農村環境改善センター瑞豊館)	(意見 20) 施錠システムの施錠忘れについて
No. 29 学校図書館ネットワーク事業	(結果 18) 所有権移転ファイナンス・リースで調達した PC 等の管理体制について
No. 30 教育の情報化推進事業(繰越明許分を含む)	(結果 19) 所有権移転ファイナンス・リースで調達した機器等の管理体制について
No. 31 国際理解教育・英語教育推進事業	(意見 34) 公舎の備品管理体制について
No. ① 城北小学校	(結果 23) 理科薬品の管理について (城北小学校)
No. ① 城北小学校	(結果 24) 学校備品の管理について (城北小学校)
No. ② 吹上小学校	(結果 29) 理科薬品の管理について (吹上小学校)
No. ② 吹上小学校	(結果 30) 学校備品の管理について (吹上小学校)
No. ③ 西白山台小学校	(結果 35) 理科薬品の管理について (西白山台小学校)
No. ③ 西白山台小学校	(結果 36) 学校備品の管理について (西白山台小学校)
No. ④ 第一中学校	(結果 44) 理科薬品の管理について (第一中学校)
No. ④ 第一中学校	(結果 45) 学校備品の管理について (第一中学校)

事業名 No	結果・意見
No. ⑤ 長者小学校	(結果 49) 理科薬品の管理簿について (長者小学校)
No. ⑤ 長者小学校	(結果 50) 学校備品の管理について (長者小学校)
No. ⑤ 長者小学校	(意見 46) プールで使用する薬品について (長者小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(結果 55) 理科薬品の管理について (是川小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(結果 56) 学校備品の管理について (是川小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(意見 48) 使用しない備品の他校利用促進について (是川小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(意見 49) プールで使用する薬品について (是川小学校)
No. ⑦ 新井田小学校	(結果 63) 理科薬品の管理について (新井田小学校)
No. ⑦ 新井田小学校	(結果 64) 学校備品の管理について (新井田小学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 73) 理科薬品の管理について (下長中学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 74) 学校備品の管理について (下長中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(結果 79) 理科薬品の管理について (白山台中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(結果 80) 学校備品の管理について (白山台中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(意見 54) 理科薬品に係る規程等の標準化について (白山台中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(意見 55) 使用しない備品の他校利用促進について (白山台中学校)

#### (7) 小・中学校私費会計について

9校の小・中学校にて、私費会計（学校徴収金及び団体徴収金）の検証を実施した。

小・中学校は、保護者から徴収した学級費やPTA会費等の私費を一時的に預り、その執行に関わるため、適正かつ効率的な執行に努め、資金拠出者である保護者に対して十分な説明

及び報告を行うことが求められている。一般に、私費会計は会計業務以外の本来業務に忙しい教職員や保護者が支出事務・会計監査担当を担う機会も相応にあり、多面的なチェック機能が働かないといった内部統制上の不備が存在することが多く、誤謬や不正が存在しやすい傾向にある。市は、このリスクを認識のうえ、多段階のチェック機能の確保と適切な職務分掌を主軸として、一連の私費会計事務を詳細に定めた要綱等（以下、「私費取扱要綱等」という。）を定め、全ての市立学校に適用している。監査において、私費取扱要綱等を検証したところ、私費会計における不正及び誤謬を防ぐための有効な内部統制は整備されていると判断されたものの、私費取扱要綱等の実務適用（内部統制運用状況）において不備が多数存在した。

なお、以下に記載した私費会計に関連する指摘等について、全ての市内小・中学校において状況を確認し、不足事項等があれば早期に対応することを期待したい。

#### ① 私費会計の認識漏れ

周年事業積立金や児童の傷害保険等の収支について、本来は私費会計として認識し、決算報告書を作成、会計監査を受け、保護者へ報告することが求められる収支項目にも関わらず、簿外で処理している事案が散見された。簿外での処理がなされてしまうと、会計監査等の内部統制による牽制機能を受けられず不正発生のリスクが高まってしまうことから、取扱マニュアルに基づく網羅的な私費会計の認識を行わなければならない。

#### 【結果・意見】私費会計の認識漏れ

学校名 No	結果・意見
No. ① 城北小学校	(結果 21) 私費会計の認識漏れについて① (城北小学校)
No. ① 城北小学校	(結果 22) 私費会計の認識漏れについて② (城北小学校)
No. ③ 西白山台小学校	(結果 34) 私費会計の認識漏れについて (西白山台小学校)
No. ④ 第一中学校	(結果 40) 私費会計の認識漏れについて (第一中学校)
No. ⑤ 長者小学校	(結果 47) 私費会計の認識漏れについて (長者小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(結果 52) 私費会計の認識漏れについて① (是川小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(結果 53) 私費会計の認識漏れについて② (是川小学校)

学校名 No	結果・意見
No. ⑧ 下長中学校	(結果 65) 私費会計の認識漏れについて① (下長中学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 66) 私費会計の認識漏れについて② (下長中学校)

## ② 監査の不備等

私費会計における監査の不備も散見された。私費取扱要綱等では、誤謬の防止・発見、不正の牽制・発見等を趣旨として、事前に選任された会計監査人（原則として保護者）2名以上による会計監査を行うことを求めている。具体的な指摘等としては、そもそも会計監査が行われていない事案（結果 33）、会計監査人が1名しか選任されていない事案（結果 39・58・67・75）、私費会計の支出権者であるため会計監査人の適格性を欠く校長・教頭が会計監査人となっている事案（結果 38・62）等があった。私費取扱要綱等に基づき、適切な監査を実施する必要がある。

### 【結果・意見】 監査の不備等

学校名 No	結果・意見
No. ③ 西白山台小学校	(結果 33) 適切な会計監査の実施について (学級費会計) (西白山台小学校)
No. ④ 第一中学校	(結果 38) 会計監査人の適格性について (生徒会会計、保健費会計、保健雑費会計、実習費会計) (第一中学校)
No. ④ 第一中学校	(結果 39) 会計監査人の人数について (第1学年費会計) (第一中学校)
No. ⑦ 新井田小学校	(結果 58) 会計監査の十分性について (学級費会計) (新井田小学校)
No. ⑦ 新井田小学校	(結果 62) 会計監査人の独立性について (スポーツ振興センター会計他) (新井田小学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 67) 会計監査の十分性について (学年費会計、生徒会費会計) (下長中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(結果 75) 会計監査の十分性について (学年費会計) (白山台中学校)

## ③ 説明責任履行の観点からの不備等

私費取扱要綱等は、資金拠出者たる保護者への説明責任履行を趣旨として、関連書類の保存や会計報告の実施を求めているが、不適切または改善を要する事務が見られた。

【結果・意見】説明責任履行の観点からの不備等

学校名 No	結果・意見
No. ② 吹上小学校	(意見 44) PTA 各委員会の支出妥当性の検証について (PTA 一般会計) (吹上小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(結果 54) 報償費 (謝金) 支払の事実を疎明する資料の保管について (是川小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(意見 47) PTA 各委員会の支出妥当性の検証について (PTA 会費会計) (是川小学校)
No. ⑦ 新井田小学校	(結果 57) 短期間での通帳の処分について (学級費会計) (新井田小学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 68) 私費会計の報告漏れについて (下長中学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 71) 生徒会費が部活動にて使用されている実態について (生徒会会計) (下長中学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 72) 報償費 (謝金) 支払の事実を疎明する資料の保管について (PTA 部活動援助費会計) (下長中学校)
No. ⑧ 下長中学校	(意見 52) 領収書・請求書等の保管について (PTA 部活動援助費会計) (下長中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(結果 76) 私費会計の報告漏れについて (実習費会計他) (白山台中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(結果 78) 生徒会費が部活動にて使用されている実態について (生徒会会計) (白山台中学校)

「(結果 57) 短期間での通帳の処分について (学級費会計) (新井田小学校)」では、令和 3 年度の学級費 5 口座分の通帳が令和 4 年 10 月 5 日の監査日時点で消失 (シュレッダー処分) されていた。私費取扱要綱等では学校納入金の通帳等の保管期間は 5 年と定められており、これに反する取扱いであるばかりではなく、保護者から預託された学級費の用途および適正使用に関わる説明責任履行の観点から著しく不適切である。保管期限は厳守する必要がある。

また、「生徒会費」として徴収した私費の大部分が「部活動費」に充てられているものの、保護者への会計報告がなされていないため、その事実を保護者が認知することが困難な事案もあった (結果 71・78)。今後は徴収時に部活動費として利用するという徴収目的を保護者に明示するとともに、適切な会計報告を実施しなくてはならない。

④ 私費会計での学校物品・財産購入について

私費会計での学校物品・財産購入に関して以下の指摘等が検出された。

【結果・意見】私費会計での学校物品・財産購入について

学校名 No	結果・意見
No. ② 吹上小学校	(結果 27) 寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて (PTA 特別会計) (吹上小学校)
No. ④ 第一中学校	(結果 41) 寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて (PTA 部活動運営費会計) (第一中学校)
No. ⑤ 長者小学校	(結果 46) 寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて (PTA 会計) (長者小学校)
No. ⑤ 長者小学校	(結果 48) 駐車場舗装の公有財産台帳登録漏れ、私費負担とする運用について (長者小学校)

「(結果 48) 駐車場舗装の公有財産台帳登録漏れ、私費負担とする運用について」にて、校内の駐車場舗装工事(財産区分:工作物)を私費にて実施している事案があった。駐車場舗装工事は私費取扱要綱等に規定された私費負担が認められるものには該当せず、公費負担とすべき「学校の施設整備及び管理に必要な経費」に該当するものと考えられる。また、公費と私費の区分に関する他の事案として、多くの学校で校内駐車場等整備や校内ワックス塗布にかかる経費等を PTA が負担している実態も多く見られた。「学校の施設整備及び管理に必要な経費」は私費で負担すべきではなく、公費で負担する必要がある。

また、外部団体である PTA 等から物品寄贈を受けた場合には、その寄附が真に任意の支援であること等を確認するために「寄附採納」の手続を行うことが必須であるが、行われていない事案が散見された(結果 27・41・46)。漏れなく寄附採納手続を行うことが求められる。

⑤ 私費会計の締め日を任意に設定している

私費会計の締め日を 3 月 31 日より前の任意の日付に設定している事案が散見された。

【結果・意見】私費会計の締め日を任意に設定している

学校名 No	結果・意見
No. ② 吹上小学校	(結果 26) 任意の会計締め日の設定について (PTA 一般会計) (吹上小学校)
No. ③ 西白山台小学校	(結果 32) 任意の会計締め日の設定について (PTA 会費会計) (西白山台小学校)
No. ⑥ 是川小学校	(結果 51) 任意の会計締め日の設定について (PTA 会費会計他) (是川小学校)

学校名 No	結果・意見
No. ⑦ 新井田小学校	(結果 61) 任意の会計締め日の設定について (PTA 会費会計) (新井田小学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 69) 任意の会計締め日の設定について (下長中学校)

制度上、私費会計であっても透明性を確保するために公費に準じた会計処理が求められており、公費会計の会計期間は当然に 4 月 1 日～3 月 31 日を対象にしていることから、任意の会計期間を設定することは認められない。また、現状では決算書に記載の会計期間と実際の会計期間が異なるため、そもそも適正な決算報告とは言えない。加えて、会計期間を任意に設定することで会計事務における混乱や、適正な会計監査を逃れるといった不正を行う機会が生じることも考えられる。私費会計の締め日は年度末の 3 月 31 日とすべきである。

#### ⑥ 私費会計に関するその他の指摘等

私費会計に関するその他の指摘等としては、「(結果 70) 私費会計の過大徴収について (臨時集金会計) (下長中学校)」及び「(結果 77) 私費会計の過大徴収について (行事費会計) (白山台中学校)」にて、結果的に生徒及びその保護者から私費を過大徴収している事案が見られた。原則として過大徴収分は年度内に生徒・保護者へ返還される必要がある。

その他、会計処理上の誤謬も多数検出された。教員等が立て替えた経費の精算が長期間行われていなかった事案 (結果 28・43)、会計記録や決算書の記載誤り (結果 31、意見 41・43・50・51)、決裁前に支出行為を行っている事案 (結果 60) 等があった。会計を行う以上どうしても軽微な誤謬は発生してしまうが、私費取扱要綱等が求める会計監査等の多面的なチェック機能の発揮により、誤謬の防止・発見が求められている。

#### 【結果・意見】私費会計に関するその他の指摘等

学校名 No	結果・意見
No. ① 城北小学校	(意見 41) 事実と異なる会計処理について (PTA 会費会計) (城北小学校)
No. ① 城北小学校	(意見 42) 前渡資金の長期保管について (学級費会計) (城北小学校)
No. ② 吹上小学校	(結果 28) 立替払の精算遅延について (学級費会計) (吹上小学校)
No. ② 吹上小学校	(意見 43) 受払簿の正確な記帳について (学級費会計) (吹上小学校)
No. ③ 西白山台小学校	(結果 31) 決算書の記載誤りについて (PTA 会費会計) (西白山台小学校)

学校名 No	結果・意見
No. ④ 第一中学校	(結果 37) 適正な決裁権者の承認に基づく支出について (PTA 経常費会計) (第一中学校)
No. ④ 第一中学校	(結果 42) 支出承認書類の整備について (保健雑費会計) (第一中学校)
No. ④ 第一中学校	(結果 43) 立替払の精算遅延について (生徒会会計) (第一中学校)
No. ⑤ 長者小学校	(意見 45) 繰越残高の早期使用について (PTA 安全互助会会費会計) (長者小学校)
No. ⑦ 新井田小学校	(結果 59) 学級費の決裁について (学級費会計) (新井田小学校)
No. ⑦ 新井田小学校	(結果 60) 資金前渡の決裁について (学級費会計) (新井田小学校)
No. ⑦ 新井田小学校	(意見 50) 私費会計間の資金貸借の決算書への反映について (PTA 委託費会計、施設拡充費会計) (新井田小学校)
No. ⑧ 下長中学校	(結果 70) 私費会計の過大徴収について (臨時集金会計) (下長中学校)
No. ⑧ 下長中学校	(意見 51) 私費会計間の資金流入の処理について (父母と教師の会) (下長中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(結果 77) 私費会計の過大徴収について (行事費会計) (白山台中学校)
No. ⑨ 白山台中学校	(意見 53) 中体連負担金の全校生徒からの徴収について (市立中学校共通)

#### (8) その他の結果及び意見

その他の事項として、納品書、請求書の日付が空欄であった事案 (結果 8)、ホームページ上で適時適切な情報公開を行っていない事案 (結果 11・13)、部活動外部指導者のスポーツ安全保険加入が遅れた事案 (意見 6)、契約書の印紙税額の誤り (結果 12) 等が検出された。

#### 【結果・意見】 その他の結果及び意見について

事業名 No	結果・意見
No. 4 小・中学校スポーツ・文化的活動支援事業	(意見 6) 外部指導者のスポーツ安全保険加入時期について
No. 7 要・準要保護児童生徒扶助費、特別支援教育就学奨励費	(結果 5) 申請書における記入漏れについて

事業名 No	結果・意見
No.9 その他経費	(結果 8) 学校給食研究事業に関する納品書、請求書について
No.12 マイブック推進事業	(結果 11) ホームページの適時適切な更新について
No.13 広域的体験学習支援事業	(結果 12) 契約書の印紙税額の誤り
No.15 少年相談センター運営事業	(結果 13) ホームページの更新漏れについて